

質問に対する回答書

No.	質問事項	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	人員体制について	募集要項	3	(3) 人員配置における留意点	包括的支援事業に従事する職員については、募集要項において「常勤専従」とされていますが、指定介護予防支援事業に従事する職員については勤務形態に関する記載がありません。このため、指定介護予防支援事業に従事する職員については、他事業との兼務や非常勤職員の配置も可能と解してよろしいでしょうか。	指定介護予防支援事業に従事する職員について、非常勤職員を配置することは可能です。ただし、他事業との兼務については、他事業との従事割合が不明確になり委託料の算出が非常に困難になることが想定されるため、本業務委託における包括的支援事業を除き、その他事業との兼務は認められません。
2	事業費清算について	募集要項	4	(4) 運営財源等における留意点	当該規定について、契約金額を下回った場合は実績額に基づき精算し残額を返還する一方、契約金額を上回る事業費が生じた場合は、その超過分は受託者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、仕様変更や業務内容の追加など、受託者の責めによらない理由により事業費が増加した場合であっても、契約金額の変更は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、お見込みのとおりです。後段につきましては、原則、本市の予算措置の範囲内での契約となりますが、社会情勢等や各種制度の改正など、やむを得ない理由により増額が必要な場合は本市と受託者との協議の上、金額を変更する場合があります。ただし、上記については予算等の補正に係る市議会の可決等、所定の予算措置の手続が完了した後となります。
3	応募手続きについて	募集要項	6	2 応募書類 (13) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	応募書類として提出する「3か月以内に発行された登記事項証明書」について、原本と写しを提出し、確認後に原本を還付していただくことは可能でしょうか。	本募集要項6ページ 3(2)に記載のとおり、返却は致しかねます。
4	選考基準について	募集要項		別表第2 地域包括支援センター業務委託法人選考基準	募集要項7ページには、ヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を9月に実施予定と記載されていますが、別表第2「選考基準」にはヒアリングに関する評価項目がありません。 ヒアリングは提出書類の内容確認を目的として実施されるものと理解しておりますが、評価の対象となる場合は、その評価方法及び選考への反映方法についてご教示ください	選考においては、各選考委員が各評価項目ごとに調書やヒアリング（プレゼンテーションを含む。）で確認できた内容から、委託業務が遂行できる組織の安定性があるか、ケースへの対応力があるか、職員の資質向上に係る風土があるかなど、総合的に評価して点数をつけることとします。
5	人員体制について	募集要項	2	3 人員体制 (1) 包括的支援事業	「包括的支援事業に従事する職員は、以下の①、②、③の資格を有する職員を各1人以上配置するものとし、・・・」とされていますが、「第10期介護保険事業計画」の「基本指針（案）」では、リハビリテーション専門職等の配置についての記載があります。が、基本指針が示され配置が必要とされた場合においても、契約期間内の配置基準の見直しはないと解してもよろしいでしょうか。	包括的支援事業については、当募集要項3ページ4(3)に記載のあるとおり、各種通知・マニュアルを遵守して実施することとしており、これらの改正に対応するために契約期間中であっても、契約内容を変更せざるを得ない場合があります。 当該職種の設置については、市が当該センターに配置することが必要であると判断したときは、市と受託者双方の合意の上、契約内容を変更することがあります。

質問に対する回答書

No.	質問事項	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
6	委託業務内容について	募集要項	1	2 委託業務内容（1）包括的支援事業	頼れる身寄りがいない高齢者等への支援については、地域全体の課題として切れ目のない支援が必要ですが、募集要項に記載されている包括的支援事業に含まれるのでしょうか、その場合において、市の役割や相談支援体制の整備、地域包括支援センターへのフォロー体制等について具体的にご教示ください。	「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援」については、現時点では包括的支援事業に特段明記された規定はありませんが、本市において該当する対象者は多く、今後も地域包括支援センターで対応する件数が増加することが予想されます。頼れる身寄りがいない高齢者等への支援については、医療、介護、生活困窮、障害、福祉等、多岐の領域に渡るケースがあり、また、本人の資力や判断能力によっては、現行の制度のみでは対応が難しいことがある「狭間」の領域でもあります。地域包括支援センターにおける当該ケースへの対応としては、総合相談支援事業や権利擁護事業での支援や地域ケア会議の開催などが想定されますが、本市の生活困窮者制度、基幹相談支援センターなど各種相談窓口との連携はもちろんのこと、それらとの相互調整機能を果たす福祉総合相談窓口における連携支援を行うことが想定されます。また、狭間の領域についても参加支援事業により、対象者が地域とのつながりを持つことができる支援を行います。